

## 第7章 その他

### 第1節 取付道路

#### 1 設計一般

取付道路等の計画・設計は、道路構造令、アスファルト舗装要綱のほか関係示方書等によって行うものとし、適用に当たっては、本要領に留意するものとする。

#### 1-1 標準構造

(1) 平面交差部の隅切曲線半径は、交差角及び取付道路の幅員により表1-1を標準とする。

表1-1 既設道路の取付け (単位：m)

曲線半径(R) (M)	取 付 道 路 幅 員			
	12.5m 以上	12.5m~8.5m	8.0m~5.5m	5.0m 以下
交差角(A)				
75° 以下	14.0	9.0	6.0	3.5
75° ~105°	15.0	10.0	6.0	3.5
105° 以上	19.0	13.0	8.0	3.5

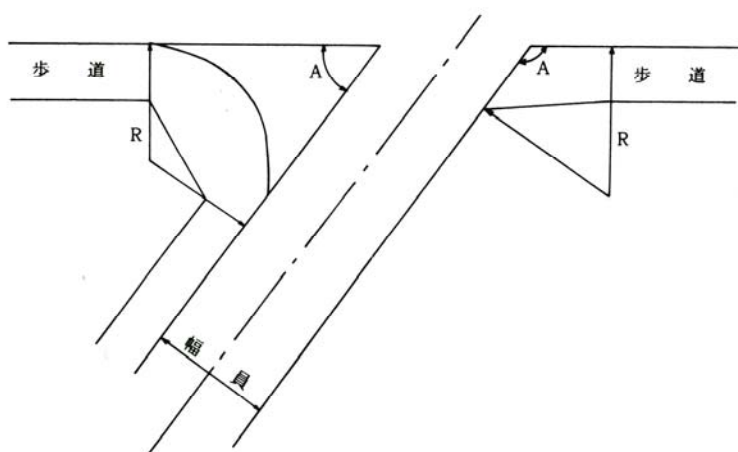


図1-1

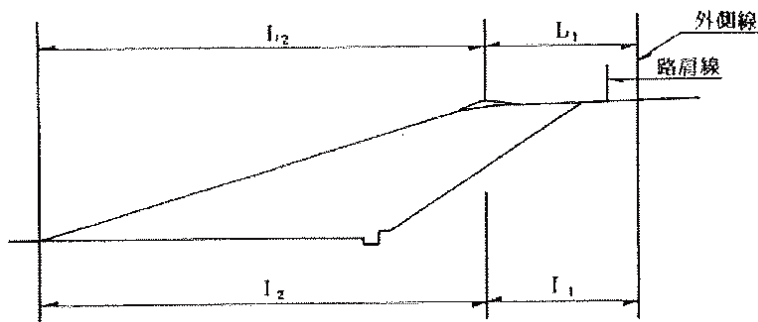
注) 取付道路の幅員が5.0m以下の場合には取付半径を歩道幅員とする。

(2) 縦断勾配等は下表の値を標準とする。

支道が下り勾配で本線に取付く場合は、支道路面排水をグレーチング（固定式）等で処理すること。

表 1-2

	L <sub>1</sub>		I <sub>1</sub>	I <sub>2</sub>	
	幅員が 5m以下	幅員が 5m以上		標準	特例
平地部	6m以上	8m以上	本線横断 と同勾配	3.0%以下	7.0%以下
山地部				8.0%以下	12.0%以下



(注) L<sub>1</sub>の長さは、幅員、勾配、角度等、加案し決定するものとする。

図 1-2

## 1-2 舗装構成

### 1 車道幅員 3m 以上の場合

表 1-3 (単位: cm)

路床設計 CBR	2	3	4	6	8	12	20
下層路盤	25	20	15	10	—	—	—
上層路盤	10	10	10	10	15	15	10
アスファルト舗装厚	5	5	5	5	5	5	5
舗装全厚	40	35	30	25	20	15	15

#### (1) 道路幅員 3m 未満の場合

路床 CBR に関係なく下記によること。

- (イ) アスファルト合材舗装（密粒度） 5 cm
- (ロ) 路盤工（再生クラッシャーラン） 25 cm

#### (2) 原形復旧する場合

- (a) 取付道路の舗装を原形・復旧する場合は、原則として既設舗装と同一とする。

### 1-3 取付道路の舗装延長

取付道路の舗装を原形復旧する場合は改築工事に伴い影響を及ぼした範囲を最大とし、交差道路の管理者が改築計画を持っている場合は相互協議決定するものとする。なお、未舗装道路の場合はくつ脱舗装として路肩端より下記の延長若しくは国道用地境界までの延長とする。

表 1-4

幅員	上り勾配	下り勾配
5.5m 以上	15m	20m
5.5～3.0m	10m	15m
3m 以下	5m	10m
取付道路形状		

### 1-4 支道及び取付道路の舗装構成区分

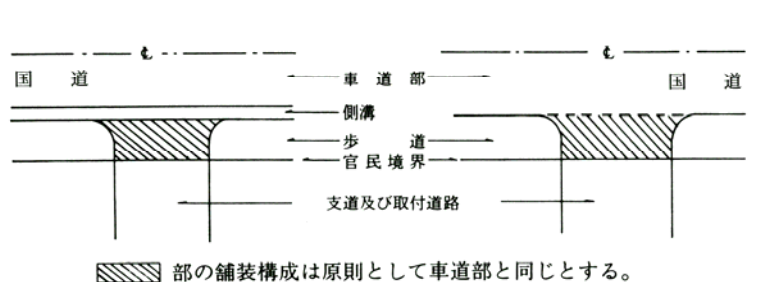


図 1-3

## 2 側道

### 2-1 路面の処理

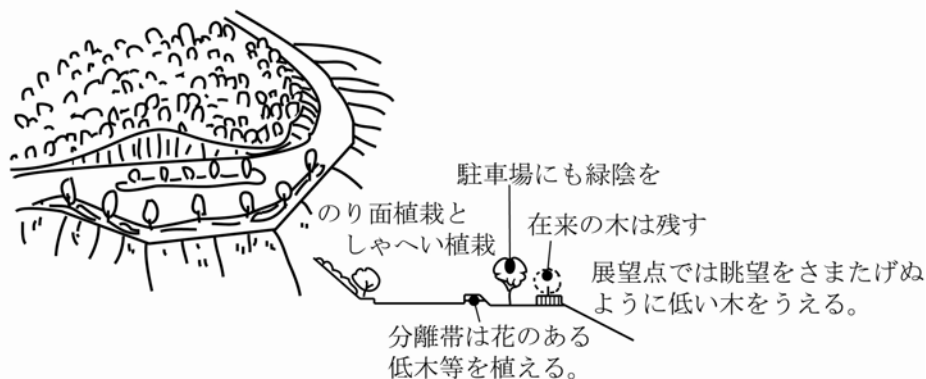
側道はすべて舗装を行うものとし、舗装構成は表 1-3 取付道路舗装構成の基準と同一とする。なお、大型車交通量が著しく多い場合は、担当課と協議するものとする。

### 3 現道残部の処理

#### 3-1 一般

現道残部を処理する場合は下記の方法により行うこと。

- (1) 植栽をして沿道の美化を計る方法
- (2) パーキングエリアとして利用する方法
- (3) 排水処理を目的とする方法



#### 3-2 構成

- (1) 植栽をする方法  
道路の均衡にマッチした植栽を施すこと。
- (2) パーキングエリアとして利用する方法  
舗装構成は、図 1-3 取付道路の舗装構成の基準と同一とする。
- (3) 排水処理を目的とする方法  
舗装構成は路床 CBR に関係なく下記による。
  - (a) アスファルト合材舗装（密粒度） 4 cm
  - (b) 路盤工 10cm

### 4 車両出入口の設置

#### 4-1 総則

- (1) 趣旨及び方針  
この基準は道路法第 24 条の規定により自動車が車庫等に出入りするため路肩または歩道部等を横断する場合の道路に関する工事の設置条件諸設備、構造幅員等についての取扱いを定め、道路交通の円滑化及び良好な道路環境の確保を図るものである。
- (2) 設置位置
  - (a) 次に掲げる箇所以外の箇所であること。
    - (イ) 横断歩道の中及び前後 5 m 以内の部分。
    - (ロ) トンネルの前後各 50m 以内の部分。
    - (ハ) バス停留所、路面電車の停留所の中、但し停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各 10m 以内の部分。
  - (ニ) 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分。

- (ホ) 交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。）の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分、但しT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- (ヘ) バス停車帯の部分。
- (ト) 橋の部分。
- (チ) 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
- (リ) 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、但し道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設する場合は除く。
- (b) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。
- (c) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2mの間隔をとるものとする。
- (d) 官民境界沿いに側溝がある場合には、道路管理者の指定する側溝蓋を設置させること。
- (e) 道路交通法第44条各号（停車及び駐車を禁止する場所）及び第45条第1項各号（駐車を禁止する場所）に抵触する箇所については公安委員会との事前協議を行うこと。ただし、次の各号については、道路管理者が自主的に協力抑制する。
- (f) 乗入箇所は、原則として出入り対象施設について1箇所とし、出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入りする場合は、2箇所まで承認することができる。

#### 4-2 乗入規格表

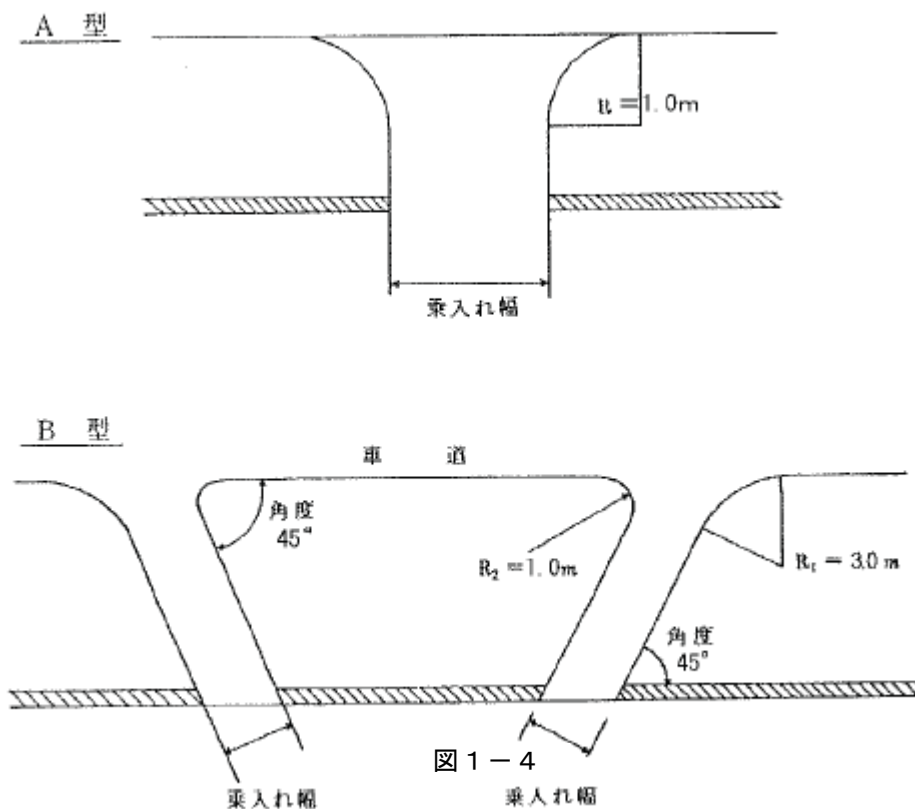
申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し下表を適用する。

表1-5 (単位:m)

型式	車種	A型		B型	
		R (m)	幅 (m)	R (m)	幅 (m)
I種	乗用小型貨物自動車	1.0	4.0	—	—
II種	普通貨物自動車 (6.5t以下)	1.0	8.0	R <sub>1</sub> =3.0m R <sub>2</sub> =1.0m 角度=45°	7.0
III種	大型及び中型貨物自動車 (6.5tをこえるもの)	1.0	12.0	R <sub>1</sub> =3.0m R <sub>2</sub> =1.0m 角度=45°	8.0

- (注) 1) 出入りする車種の最大のもの適用する。
- 2) A型、B型とは次図の型式をいう。
- 3) 車種はいずれも単独の場合である。トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。
- 4) 乗入れ幅の数値はA型、B型いずれも乗入れ方向の長さとする。
- 5) 申請者の都合により乗入れ部は、上記の値より縮小することができる。

通達  
平成6年9月30日  
各地方整備局長宛  
建設省道政発第49号  
「道路法第二四条  
の承認及び第九一  
条第一項の許可に  
係る審査基準につ  
いて」



### 4-3 舗装

#### (1) 舗装厚表

乗入規格による車種により下表を適用する。

表 1-6 (単位: c m)

種別	車 種	セメント コンクリート舗装		アスファルト舗装			
		コン クリ ート	路 盤	密 粒 度	粗 粒 度	上 層 路 盤	下 層 路 盤
I 種	乗用・小型貨物自動車	15	10	5	-	10	15
II 種	普通貨物自動車	20	20	5	5	10	15
III 種	大型及び中型貨物自動車	25	25	5	10	10	20

- (注) 1) 舗装厚は出入りする車種の最大のものを適用する。  
 2) コンクリート舗装の場合、コンクリート舗装要綱によるものとし、生コンクリートの呼び強度(設計基準強度)  $\sigma_{CK} = 21\text{N}/\text{mm}^2$  以上とする。  
 3) アスファルト舗装の場合は「アスファルト舗装要綱」によるものとするが、設計密度は I、II 種は歩道、III 種は車道を準用する。  
 4) 路床土は良質土を用いるものとする。  
 5) 路盤材料は次によるものとする。  
 セメントコンクリート舗装は再生粒調砕石とする。  
 アスファルト舗装の下層路盤は再生クラッシャーラン、上層部は再生粒調砕石とする。  
 ただし、アスファルト舗装で申請者が施工する場合は、下層路盤材を再生粒調砕石に変えることができる。  
 6) 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても、舗装厚は減じないものとする。

(2) 舗装構成

アスファルト(20)……粗骨材の最大粒径  
コンクリート………21N/mm<sup>2</sup>

(単位：cm)

種別	アスファルト舗装	点字ブロック	平板ブロック舗装
乗入口	I		
	II		
	III		

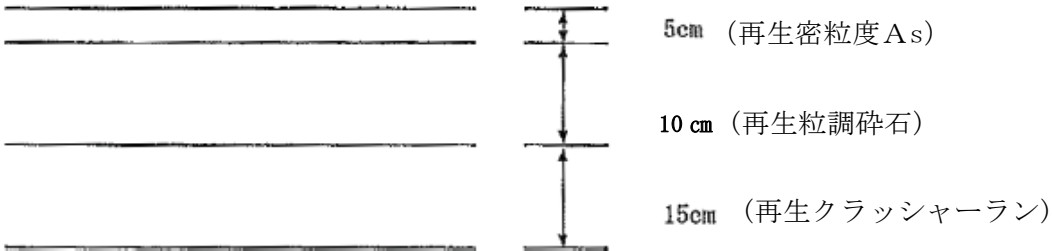
図1-5

注)アスファルト舗装の路盤材について、I、II種は上層路盤10cm(再生粒調碎石)、下層路盤15cm(再生クラッシャーラン)、III種は上層路盤10cm(再生粒調碎石)、下層路盤20cm(再生クラッシャーラン)とする。

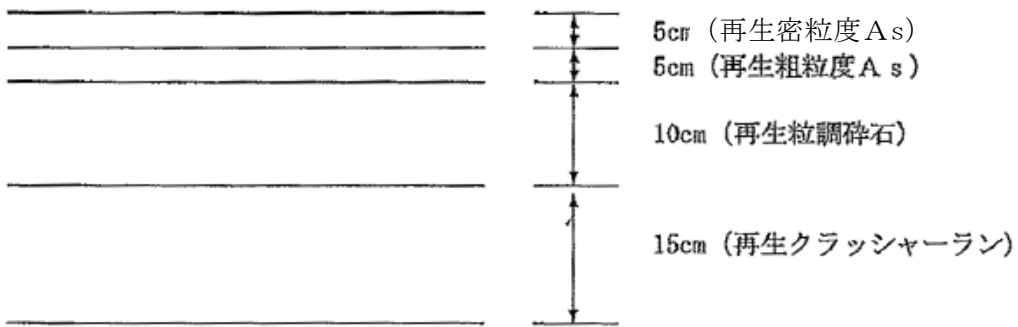
(3) 歩道舗装（車両乗入れ部）

- 歩道舗装の透水性舗装区間の車両乗入れについては、原則、再生密粒ASを使用するものとする。但し、透水性コンクリート平板舗装及び、透水性インターロッキング舗装については別途検討するものとする。

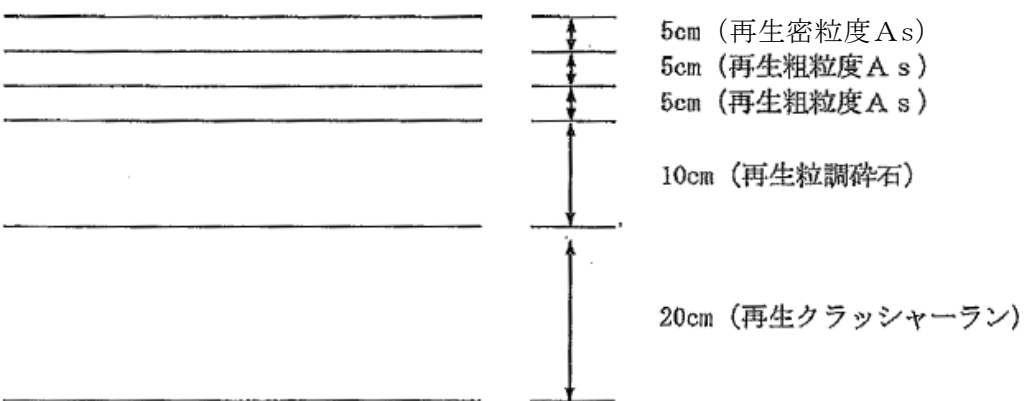
乗入舗装（Ⅰ種）



乗入舗装（Ⅱ種）



乗入舗装（Ⅲ種）





## 5 参考例

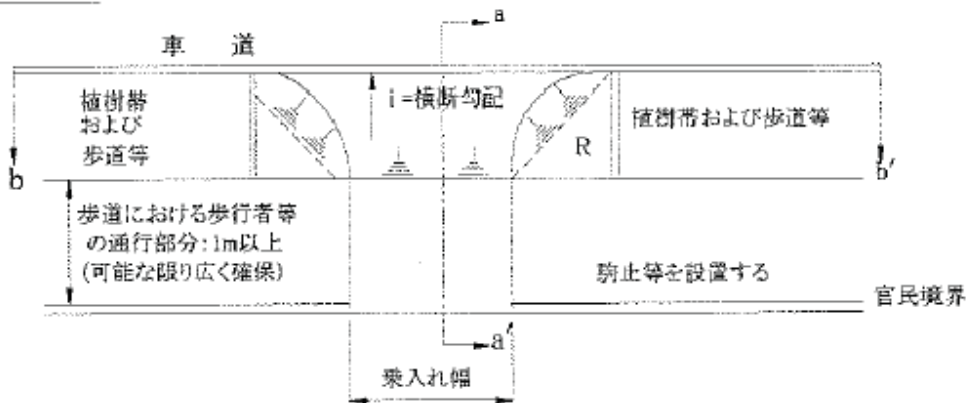
### 1) 適用上の注意

- 1 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、駒止等の設置を省略することができる。  
(正面図、断面図はA型に同じ)
- 2 車道と歩道の段差の高さについては、5cmとしているが、特別な場合は、次によることができる。
  - イ 改築・特定交通安全事業で歩道等を新設する場合  
市街地等で車両出入口からの自転車の乗入れが予想される箇所については、車道と歩道との段差を2cmとすることができる。  
ただし、自転車交通も少なく、歩道等が連続し、かつ出入口の少ない区間については、原則として当該段差は5cmとする。
  - ロ 既設歩道等を改良する場合  
既設歩道等で、自転車交通量も多く現地の状況も勘案のうえ切下げの必要な箇所については、漸次車道と歩道の段差を2cmに改良するものとする。
  - ハ 道路管理者以外の者の行う工事(道路法第24条)の取扱い申請書の設計審査にあたり現地の状況等を十分検討のうえ必要な箇所については、上記イに準ずるものとする。
- 3 本参考資料は、標準的なものを示しているものであるから現地の状況に応じ検討すること。

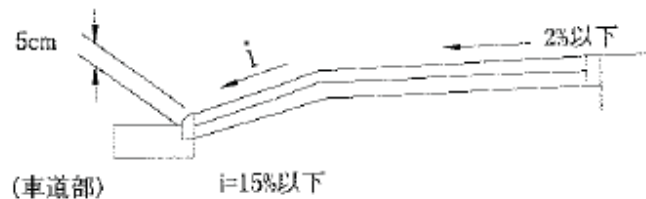
### 2) A型(マウンドアップの場合の入口部でのすり付)

#### (1) 植栽帯および歩道等内ですり付を行う場合

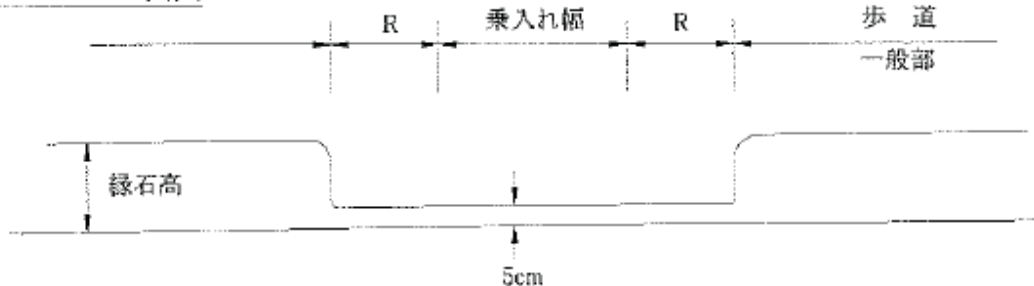
#### 平面図



#### a~a' 断面図



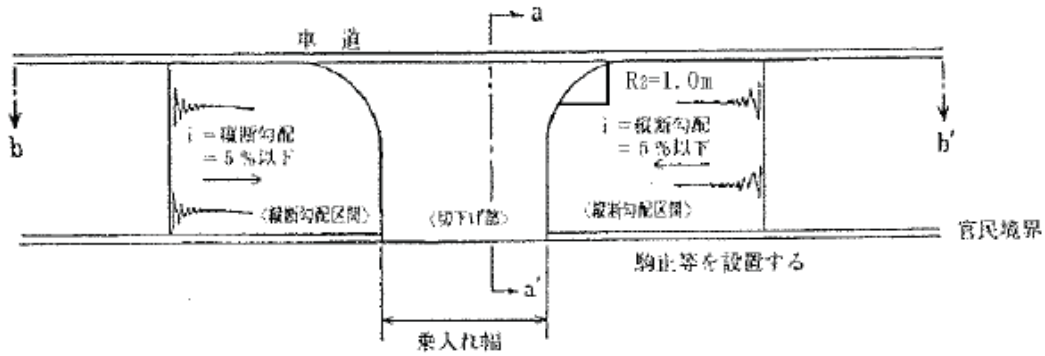
#### b~b' 正面図



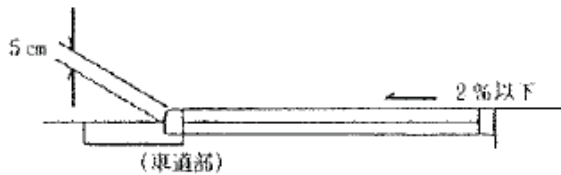
通達  
平成6年9月30日  
各地方整備局長宛  
建設省道政発第49号  
「道路法第二十四条の承認及び第九一条第一項の許可に係る審査基準について」

(2) 歩道等の前面切下げを行う場合

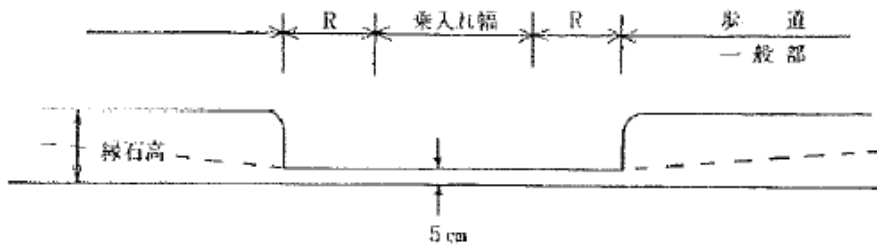
平面図



a ~ a' 断面図

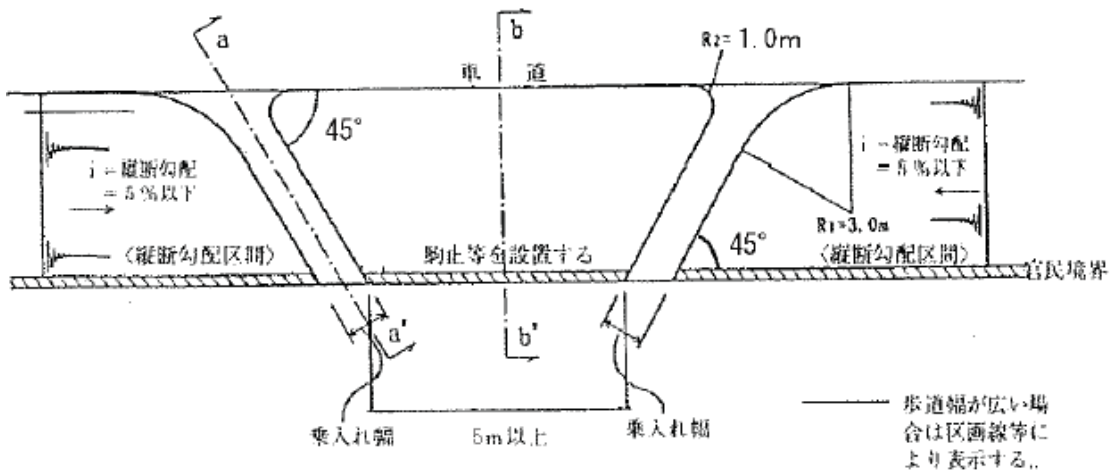


b ~ b' 正面図



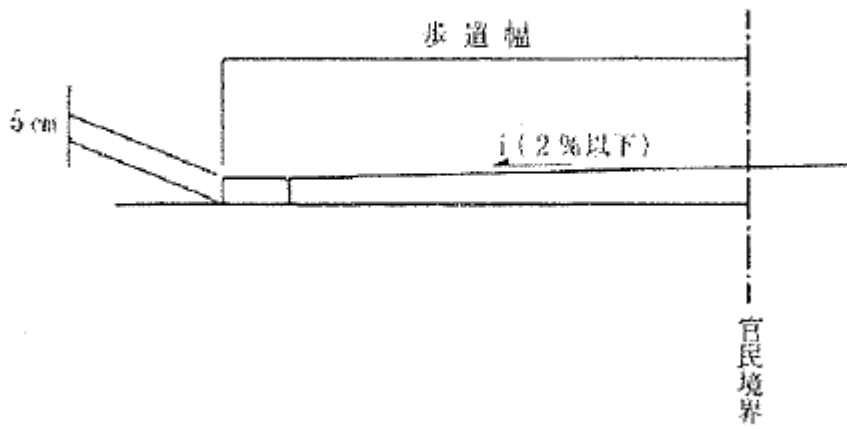
3) B型

(1) 歩道等の前面切下げを行う場合

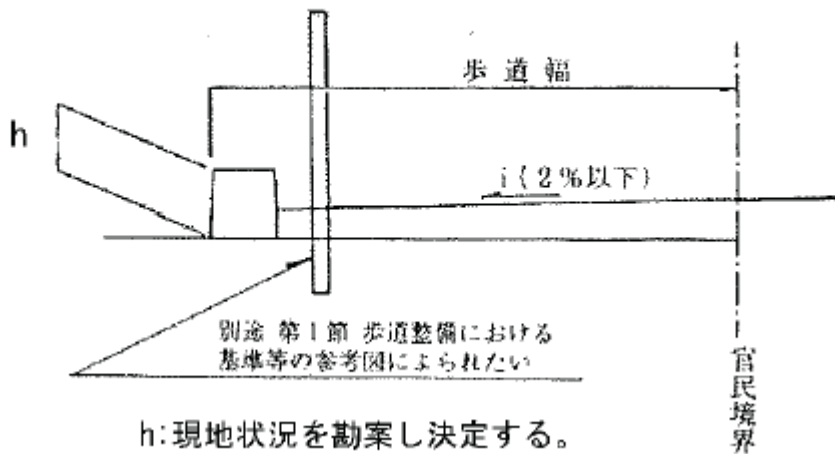


通達  
平成6年9月30日  
各地方整備局長宛  
建設省道政発第49号  
「道路法第二十四条の承認及び第九一条第一項の許可に係る審査基準について」

a ~ a' 断面図



b ~ b' 正面図



通達  
平成6年9月30日  
各地方整備局長宛  
建設省道政発第49号  
「道路法第二四条  
の承認及び第九一  
条第一項の許可に  
係る審査基準につ  
いて」